

2024 年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程入学試験問題解説
民事訴訟法

問(1) (配点:5 点)

弁論準備手続においては、文書の証拠調べをすることができるが、証人の尋問をすることはできない(民訴 170 条 2 項)。よって、本件訴訟の弁論準備手続において、本件売買契約書の取り調べをすることはできるが、証人Aの尋問をすることはできない。

問(2) (配点:25 点)

本問における下線部の事実は、証人Aの証言内容という証拠資料の中に顕われているのみで、Yから(Xからも)主張されていないため、本件判決が弁論主義の第1テーゼ(裁判所は、当事者から主張されていない事実を、判決の基礎としてはならない)に違反しないかが問題となる。「本件売買契約書が偽造である」という事実は、本件売買契約書の形式的証拠力を判断するための補助事実であり、「Xから本件商品を買ったのはZである」という事実は、XY間の売買契約成立の事実(主要事実)が存在しないことを推認させる間接事実である。本問では、以上を踏まえ、弁論主義の第1テーゼの対象となる「事実」とは、主要事実に限定されるのか、間接事実や補助事実も含まれるのかを明らかにしたうえで、本件判決が弁論主義に違反していないのかを検討することが求められる。

問(3) (配点:20 点)

訴訟告知による参加的効力(民訴 53 条 4 項、46 条)が被告者に及ぶためには、少なくとも、被告者が告知者側に補助参加をする利益を有することが要求される。そこでまず本問では、ZがX側に参加することについて、補助参加の利益があったのかが問題となる。補助参加の利益があるとは、「訴訟の結果について利害関係を有する」(民訴 42 条)ことであるところ、この条文の文言の解釈を明らかにする必要がある。「利害関係」とは、法律上の利害関係をいい、事実上の利害関係を含まない(最判平 13・1・30 民集 55 卷 1 号 30 頁等)。「訴訟の結果」については、これを判決主文の判断に限定する見解(訴訟物限定説)と、判決理由中の判断も含む見解(訴訟物非限定説)とに分かれる。本問において、訴訟物限定説に立ち、XのYに対する売買代金支払請求権の有無の判断によって、ZのXに対する売買代金支払義務の有無が決められる関係になく、本件判決はZの法的地位に影響を及ぼすものでないため、Zには補助参加の利益がないと解すれば、参加的効力はZに及ばず、波線部のXの主張は認められないという結論になる(このような結論をとる判例として、最判平 14・1・22 判時 1776 号 67 頁〔百選 5 版 104 事件〕)。

これに対し、訴訟物非限定説に立ち、「Xから本件商品を買ったのはZである」という判決理由中の判断が、Zの法的地位に影響を及ぼすと解すれば、補助参加の利益があるということになる。そうすると、Zに参加的効力が及ぶこととなるが、上記平成 14 年最判は、傍論において、参加的効力の客観的範囲につき、判決理由中の判断すべてに参加的効力が生じるのではなく、「判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断」に限るとする。これに従えば、本問における「Xから本件商品を買ったのはZである」という本件判決の理由中の判断は、問(2)で述べたように、間接事実に係るものであるため、この判断には参加的効力が生じないこととなり、やはり波線部のXの主張は認められないという結論になる。

本問においては、必ずしも上記平成 14 年最判の結論に従う必要はないが、以上の議論を踏まえた検討が求められる。